

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月11日（金）
会議時間 13時57分開会 14時50分開会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：鈴木孝寿
副委員長：口田邦男
委員：中島里司、奥秋康子、高橋政悦
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮学
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長 神谷昌彦
- 6 議 件
 - (1) 令和2年 第7回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等（町・議会）の確認
 - ② 一般質問の確認
 - ③ 審議方法及び審議日程の決定
 - ④ 会期の日程の決定
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) その他
 - ・ 第6期清水町総合計画の基本構想及び基本計画について
 - ・ 3月定例議会の予定変更について
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（鈴木孝寿）：全員おそろいなので開会をさせていただきたいと思う。これより議会運営委員会開会させていただく。会議の議件が（1）から（2）その他までである。恒例であるが、順に従って協議をさせていただきたいと思う。

（1）令和 2 年第 7 回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の確認

委員長：まず、今日は堀町長と総務課長に来ていただいているので、まず 1 番、予定議案等の確認をさせていただきたいと思う。執行側より、前回の議会運営委員会開催以降の提出議案等の変更、または追加、取りやめ等があったら確認をさせていただきたいと思う。よろしく願います。副町長。

副町長：前回の議会運営委員会以降、12 月 8 日に議案を発送させていただいたけども、議案の追加、変更、取りやめ等については一切ない。

委員長：続いて、議会側の変更、追加の確認をしたいと思う。事務局長、よろしく願います。

事務局長（田本尚彦）：議会側の部分について、前回の会議以降追加等の項目はない。以上である。

委員長：それでは、今、（1）番の① 予定議案等の確認については、前回と変わらないということで報告があった。これについて何かあるか。

（なしという声あり）

② 一般質問の確認

委員長：次に、一般質問の確認をさせていただきたいと思う。皆様のお手元にもあるが、7 名から 14 項目の通告があった。答弁書の提出を希望する議員は、通告のあった全議員である。ここで若干休憩をとらせていただきながら、皆さんにもう既に何度か見てはいるとは思いますが、いま一度、もう一回全体を通して見ていただければと思う。よろしく願います。

休憩する。

【休憩 13 : 59】

【再開 14 : 01】

委員長：再開する。

委員の皆さんに見ていただいたけども、この中を見てご指摘等があればお受けしたいと思うが、

（なしという声あり）

委員長：それではよいということで確認をさせていただく。

チラシ、折り込みにより住民に周知する関係上、皆様の手元にあるけども、21日（月）に、高橋議員、佐藤議員、口田議員、中河議員を、22日（火）に、川上、鈴木、中島議員ということで、合計7人の質問ということで割り振りをさせていただいたので、よろしく願います。

③審議方法及び審議日程の決定

委員長：それでは、③の審議方法及び審議日程の決定について、配付している付議予定案件があると思うので、こちらを順に確認をさせていただきたいと思う。事務局長、よろしく願います。

事務局長：それでは、付議予定議件の資料に基づいて、審議等の確認を進めていきたいと思う。まず、提出していただいている議案の条例に関するものについて、議案第103号、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、新設条例ということで、12月18日に提案をして、総務産業常任委員会への付託をしたいと考えている。また、議案第104号清水町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同じく105号清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、同じく106号清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定、同じく107号清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、108号清水町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について、いずれの改正条例についても、12月25日、最終日の本会議の審議を予定したいと思う。なお、内容としては、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、これ1本の日程として、ほかの4本について、租税特別措置法の改正に伴う条文の変更ということで、内容が同じものであるので、同一日程での審議を予定したいと思う。次に、補正予算については、議案第109号令和2年度清水町一般会計補正予算（第11号）の設定について、同じく第110号令和2年度清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の設定について、第111号令和2年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）の設定について、第112号令和2年度清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）の設定について、第113号令和2年度清水町水道事業会計補正予算（第4号）の設定について、第114号令和2年度清水町下水道事業会計補正予算（第3号）の設定について、いずれも、先日執行側の要請を受けて、初日、12月18日に本会議での審議としたいと思う。その他の案件については、行政報告で、これは仮のタイトルであるが、新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、町及び教育委員会からの報告が予定されている。こちらについては、初日、12月18日の予定である。それから、議案第93号専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算（第9号））及び94号の専決処分の承認について（議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定）、同じく第95号専決処分の承認を求めることについて（常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、同じく第96号専決処分の承認を求めることについて（清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定）について、これらの条例の改正と関連する補正予算として、専決処分の承認である第97

号の一般会計補正予算（第10号）、98号の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第99号の後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）、第100号の介護保険特別会計補正予算（第3号）、第101号の水道事業会計補正予算（第3号）、第102号の下水道事業会計補正予算（第2号）、これらの専決処分の承認につきまして、一括で審議をする予定を組んでいる。12月18日初日に行う予定である。そして、議案第115号十勝圏複合事務組合理約の変更について、最終日12月25日に審議を予定したいと考えている。そして、本日取りまとめを行った先ほど確認いただいた一般質問7名14項目の取扱いについては、先ほどのとおり21日に4名、22日に3名ということで、12月の21日、22日での予定をしている。そして、請願1件、コロナ禍による地域経済対策を求める請願書について、初日12月18日に総務産業常任委員会への付託を予定している。会期中の提出予定の議案としては、執行側から特に情報を頂いていない。議会側としては、付託の案件の新設条例等の審査の報告、それから、請願審査の報告、また、この請願の審査で可となれば、意見書としての提案が予定される。全体の日程については、もう一枚の定例会の予定の日程表をご覧いただきたいというふうに思う。以上、審議の日程についての説明とさせていただきます。

委員長：今、局長から日程等の説明を頂いた。これについて、何か皆さんから質疑等はあるか。このような予定というか、このような審議日程ということよろしいか。

（はいという声あり）

④会期の日程の決定

委員長：続いて、会期の決定については、12月18日（金）から12月25日（金）までの8日間としたいと思うが、よろしいか。

（はいという声あり）

⑤新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：続いて、⑤番、新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、これまでの議会の対応を更に強化して、資料のとおり進めていきたいと思っている。資料にもあるけども、消毒等、マスク着用の徹底、家族の健康不良等も考慮して、皆さんには慎重に行動してもらおう。行政報告及び一般質問については自席で行うというように書いている。説明員の削減と休憩時の飲食の対応、傍聴時の使用制限等々も前回からお話させていただいているが、これは確認させていただいているが、執行側のほうでも出席人員も含めて説明をいただいてもいいか。副町長、お願いします。

副町長：執行側としては特くない。

委員長：資料の裏表ある。大体この前も説明させていただいたが、徹底したこまめな消毒を行っていただきながら、マスクは絶対着用、先ほど言ったけども、これに書いてあるような形で、家族の体調者が出た場合

にも、それも十分考慮して判断していただきたい。この資料の裏に、清水町議会会議規則等運用例というのがある。抜粋していただいたけども、53番の(8)一般質問(初回)又は緊急質問に対する答弁については自席でお願いをしたい。(9)町長等の行政報告についても自席で報告を頂く。54番の(1)一般質問又は緊急質問、一般質問の再質問についても同じであるということで、これを各議員に徹底をして、健康管理を含めてコロナの対策をしていくということで対応をしていきたいと思っている。これについて、皆様のほうで何かあるか。コロナ対策に関して。

局長から補足がある。局長。

事務局長：只今ご説明していただいた一般質問、緊急質問に対する質問及び答弁、そして、町長の行政報告の分について自席で対応していただくご提案であるけども、先ほど見ていただいた裏表の資料の会議規則等運用例の中で、議場の演壇及び質問台の使用についての規定がされている。今回の自席での発言については、説明をする側、それから、質問をする側ともに、自席と同じ向きの行動については、演壇、そして、質問台を使わずにそれぞれの自席で対応するという考え方である。委員長の審査、調査の報告等については、議席と反対の向きに立っていただいて、議員に対して説明をするという形になっているので、これについては、従前どおり演壇で行っていただくという考えである。そのほか、就任の挨拶であるとか、会期に関する報告、陳謝文の朗読、陳情弁明、討論、これらについても、議員に向かっての発言ということで、演壇の使用をそのままというふうに考えている。町長等の施政方針演説については、これは説明者側として、同じ向きでの発言となるわけだけでも、こちらについては、年度始めに施政の全体像を発言する重要な場面であるというところがあるので、これまでどおり、この部分については演壇で行うということを想定している。以上、自席での発言についての考え方の根拠はこのような整理をさせていただいたところである。

委員長：よろしいか。まずここまでの説明で何か。よろしいか。

(なしの声あり)

委員長：このような取り進めで今回は進めるということにしたいと思う。よろしく願います。

執行側から何かあるか。今これ以外にあればお受けしたいと思うが。副町長。

副町長：(1)の部分ではない。

(2) その他

- ・第6期清水町総合計画の基本構想及び基本計画について
- ・3月定例議会の予定変更について

委員長：(2)に移らせていただく。その他について、第6期清水町総合計画の基本構想及び基本計画についてとある。こちらについては、副町長、よろしく願います。

副町長：第6期の清水町総合計画の基本構想及び基本計画についてである。当初、12月定例会にご提案申し上げるという予定であったけれども、細部の調整がちょっと必要になったことから、1月の予定の臨時会

への提案を考えている。それと、その下の3月定例会の予定変更についての執行側のお願いである。当初、3月8日が3月定例会の年間スケジュールの開会日ということになっていたが、現段階で、このコロナの影響で2週間ほど予算編成事務が遅れていて、できれば開会日を3月12日（金）の開会に変更をしていただきたいという要望である。ちょっと先のことで申し訳ないのだけでも、執行側からの要望としてお願いをさせていただいたということである。以上、2点お願いする。

委員長：今副町長からあった第6期の総合計画の関係については、昨今の諸事情により1月の今のところ予定される臨時のほうで考えていただければということと、3月の定例会については、8日開会を3月12日という形で今提案があった。今、副町長から提案のあった部分については、諸事情を鑑みて、そのとおりというか、今提案いただいたとおりに進めていきたいというふうには思うんだけど、皆様のご意見をお伺いしたいと思うが、若干、資料の説明を局長のほうからお願いしたいと思う。

事務局長：只今、執行側のほうから1月の臨時会において、第6期清水町総合計画の基本構想及び基本計画についての提案を予定されているという件、それから、3月の定例会について、当初想定の日程を金曜日までずらして、3月8日の予定から3月12日の開会に変更したいという件について、その内容を受けて、これらの進行の想定を紙にしてそれぞれの机のほうに配付をさせていただいている。臨時会の中で総合計画の提案を頂くということで、10年前については、総合計画については、9月の提案で12月までの間の休会中に特別委員会で1日の日程で審査をした経緯がある。今回、臨時会の中で提案を頂いて、事前に2回ほど策定の中で情報提供を頂いているところもあるが、この審査については、本会議の審議の方法を想定してみた。決算審議と同様に、本会議の中で、質疑の回数については制限を設けずに、冒頭提案の説明を頂いた後、質疑の制限なしの確認をして、基本構想と、それから、基本計画を数ページごとに区分をして質疑をしていくという方法を考えている。基本構想では、4つに大まかに分けて、計画の策定に関する考え方の部分、人口の想定の部分、そして、構想の基本理念、将来像という大枠の部分、そして、それに基づく重点施策、計画の体系という整理の仕方といった項目に構想を4分割をした質疑、基本計画については、6つの編があるので、編ごとについての質疑ということで、それぞれの構想、計画の後に全般の質疑を行って、最終的に、同日中に討論、採決というところの日程の組み方を考えた。そして、3月の定例議会の部分については、もう一枚の資料を見ていただきたいと思うが、黒い文字で書いてあるのが、当初の予定の日程である。3月8日から12日に変更になるということで、緑色の文字で書いた部分を予定の日程ということで配置をしている。若干全体的に窮屈な日程にはなるが、当初、8日から22日までの開催日程を12日から25日までの日程ということで、予定をしていきたいというふうに考えているところである。あらかじめ、それぞれの皆様にご予定いただくことも必要かなというふうに思ったので、こういった日程を大枠でこの場で確認をさせていただければというふうに思っている。以上である。

委員長：ありがとう。今局長からも補足説明を頂いた。まず、総合計画については、今の別紙のような提案の方法でやっていきたい。更には、3月定例議会は、落とし込むと別紙で緑色の文字が正しくなるので、皆さんで当初から予定はしてあったけれども、その部分、今から変更させていただいて、各議員にこの後、

全員協議会で説明をさせていただきたいというふうに思うけども、皆様方からは何か御意見あれば賜りたいと思うが、このような進め方でいいか。

(はいという声あり)

委員長：このように提案が頂いたとおりに進めさせていただきたいと思う。

ちょっとここにはないが、副町長、総務課長に、説明員の出席の関係で今何かいろんな打合せ等々はしていると思うし、前回もあったのだけでも、何か考えていることがあれば、副町長。

副町長：特にない。

委員長：これについては、弾力的に、前回もお話したのだけど、間違いなく密にならないように、体調管理をしっかりといただきながら、例えば一般質問等々は、必要な場合は無理にしないという方向でぜひやっていただければと思う。ちょっと休憩を頂いて、今、監査委員及び農業委員の会長とか選管の委員長等々の出席等々をどのようにしていくのかというのを、ある程度明確にしておかないと説明もつかないものだから、若干休憩を頂きながら、用紙を皆さんに配りたいと思う。

【休憩 14：26】

【再開 14：30】

委員長：それでは、再開する。

今配られた資料に基づいて、局長のほうから説明を頂く。局長。

事務局長：説明員の人数の抑制について、以前全員協議会の中で案としてお話をし、先日の議会運営委員会の中でも方向性をお話していたところである。先ほど、特に説明員の人数の制限について要望がないというご意見を頂いたところであるが、議会から出席要求を行っている関係等もあって、運営の中で説明員側の人員をできるだけ少なくする方法を考えてみた。細かい表のほうにそれぞれ一番上に役職を書いて、それから、審議の予定議案等を左側に付けているけども、それぞれの案件に関連する方々を黒丸印で示している。通常であれば、町、それから、監査委員、農業委員に説明員としてご出席を頂く旨のご依頼をしているところであるが、この表の中では、監査委員、農業委員、それから、選挙管理委員については、今回の議会については出席を見送ってはどうかというところである。そして、それぞれ案件に関わりのある執行側、それから、補助員としての説明員の方々について出席を頂くことを想定しているが、会議の進行上、人の出入りの機会、タイミングを最小限にしての考え方ということで整理をして、審議案件の第109号議案の一般会計補正の11号、こちらについては、広くいろいろな課に関わる案件ということがあって、ここの案件の商工費と土木費を質疑について、一時休憩、中断という形で、一般会計補正の1件の案件だけでも、ちょっと時間を分けて質疑を設けることによって、初日については、1回の説明員の入れ替えをすれば、それぞれの案件に関連する方々の出席を頂いて質疑ができる見通しであるという内容の資料である。実際の配置については、もう一枚の横版の見取り図があるけども、12月18日の会議の時点から、補正11号の商工費までの部分については、ご覧のような配置で説明員の方々

に着席をいただいて、従来の着席している場所と異なる配置になるけども、隣同士を1席ずつ空けて、前後の真正面にすぐ人がいるという状態も解消しつつ、配置ができる内容を考えてみたところである。これでいくと、商工費から土木費に変わるときには、子育て支援課長、農林課長、農林課参事、商工観光課長に退席をいただき、社会教育課長、社会教育参事、そして、建設課長に入っただくという入れ替えをすれば、その後の補正予算等については対応ができるものというふうに考えたところである。そして、一般質問については、これは、今回の質問の提案に基づいた整理まだしていないので、これらについては、一般質問の項目に関わる初日は4名、2日目は3名の項目に合わせて関係する課長の方々に出席を頂くような配置ということを考えていきたいというふうに思っている。最終日12月25日については、それぞれ条例の案件等に関わる対象の方々のみのお出席というふうになるけども、こういった形のものを一つの案というふうにして出したところである。開会、それから、閉会の時点で、通常とは異なって説明員席がかなり空いた状態での開始、終了という形になるけども、そういったところの案について、ご意見等を頂ければというところである。

委員長：今局長から説明を頂いた。まず議案の審議の件については、今書いてあるとおり、プラス一般質問については、今後該当するところの質問者に対しての出席者をそれぞれに張りつけをしていくという形になると思う。まず、こういう方向性でやっていくかどうかということ、最終確認というか、皆さんに確認をしたいと思うけど、いかがか。このような方向性でやっていくことについて。

中島委員：時節柄、ある程度こういう形というのはやむを得ないと思うが、それぞれ担当課長ということで取り組むということだから、大卒では了解するのだが、担当課長ということでいくと、全課にまたがってという考え方も一つあると思う。中で、この企画課長が全部出てきているという理由というのは、どういう位置づけなのか、副町長にお伺いしておきたいと思う。

委員長：局長。

事務局長：総務課については、当然全体に関わることなのだけど、企画課については、政策的なものの全体の掌握、調整ということを担当しているかということがあって、出席全般にわたっていただいたほうがいいかなという考えで配置をしてみたところである。

委員長：中島委員。

中島委員：出ていいとか悪いとかという以前に、今の発想だと、課長というのは、私、全課長同格だと思っている。それぞれの仕事を与えられて、その中でその職務を全うしていくと、リーダー的なまとめも含めてやっていると思っている。総務課長というのは、いろんな部分で影響があるわけだけど、企画課長が今政策的に云々という、あえてそこに参加して口出してくるということもあり得るのかなと、今の局長の説明だと。企画課長もどこの課にでも口出していくと、そういう権限持っている。そういうふうな理解で、それはちょっと今の課制からいったら違うのではないかなという思いがするのだけど。

委員長：局長。

事務局長：現状として、予算編成に際しては、総務課が全課のヒアリングを行って調整を図っていくという業務を持っている。政策の部分については、総合計画の実施計画というものについて、毎年各課とのヒアリ

ング調整というのを企画が担っているというところがあって、今回その2課については、全体的な参加が必要かなというふうに考えたところである。

委員長：中島委員。

中島委員：出席してもしなくても体制に影響ないというふうに思うのだが、そういうことからいくと、この後段の25日の分のこれについても、ここに出ている7件、十勝圏はどうかわからないけど、こういうものにも企画課長という、その位置づけが必要なかどうか。そういうことからいったら、課長は全員同格だから、特別権限を持ったり、政策的なものが何でも口出しをしているのだと。これは私、違うと思っているから。課長はそれぞれ自分の与えられた職務の責任者として全うしていく。これは、企画課長が出るとか出ないとかの問題の以前の問題なのだ。そういう思いがあるものだから、たまたまこうやって出したら、何でという思いがするものだから、あえて聞いているだけ。言うことは裏を返したら、こういう状況にしたらどこの課にでも口を出しているのだと。同じ課長同士で、職務権限ない方が、一部の政策的な云々だからとって口出しをしていくというのは、これはある分、職務上越権行為だと思っているから。そういう状況があるとすれば、その辺についてちょっと疑問を感じたので、聞いたところである。

委員長：局長。

事務局長：申し訳ない。そもそも説明員として出席要求をしている部分は議長から町長、それから、各委員会の会長、委員長に招集をしているところなのだけでも、この課長については、その執行の説明側の補助員という形であるので、本来こちらのほうから、この方というふうに指定をすること自体が越権行為というところもあろうかと思う。今頂いたご意見を踏まえていけば、例えば、監査委員、農業委員、選挙管理委員のところについてのご判断を頂いて、あとはその他の課長職については、こちらから特にこの人ということではなくて、執行側のほうでコロナ感染の対策として、支障のない範囲でこのタイミングではこの人たちが着席をするということを精査していただくほうが、その越権行為というところはないのかもしれないというふうに考えている。

委員長：中島委員。

中島委員：普段、今まで全課長が忙しい中でも議会に出てきて、これは、私なりの考えでは、やはり町政全般を可能な限り知ってもらいたいという、そういう機会としては全員が出席していることはいいことなのだろうというふうな、今まではそう見ていた。今回、こういうコロナの関係で、少しでも直接関わる人間をとということになったときに、別にどうしてもというわけではないけど、企画課長のところだけずっと。あとは町長、副町長、総務課長、総務課参事、教育長、これは全部を把握する意味からも必要かなと思っているから、あまりこういうところに出てきて、今度ほかの課に対して、口出しなり、そういうものが可能になってくるという、そういう判断をすることがちょっと怖いな。それは、最終的にはそちらが決めることだから、しつこく言う必要はない。ただ、私はそういうところは懸念している。以上である。

委員長：ほかに皆さんの中で意見であるか。まず、若干整理させていただくと、監査委員、農業委員、選挙管理

委員会の委員長について、この3名の皆さんについては、現段階では出席要請をしないという方向でいか。

(はいという声あり)

委員長：その方向で行きたいと。

各課の課長の出席については、町長からの委任で、議会からではないということもあるので、ここについては弾力的に運営していただきたいのと。一般質問においても、この7名の各議員も別のところの課の課長に確認すること等もしかしたら出てくるかもしれないということもあるので、それぞれ一旦こういう方向でいるけど、出席求めたい課長がいた場合は、それは改めてこちらのほうから7名の方に通知というか、こういう方向でやっていくので、もし必要であれば前もって出席のお願いをするかどうかについては、事務局としっかりそれぞれを打合せしていくという形を取りたいなというふうに思っている。あと詳細については、議長を中心として、議会運営のほうはお願いをしていきたいと思うが、基本的な考えは、今、企画課長の云々というのは、また中島委員からもあったけども、これについてはまた議長にある意味一任をさせていただいて、議長と事務局長としっかりと打合せてしてほしいと。あと理事者側とも打合せをしていただければと思うが、それでいいか。

(はいという声あり)

委員長：あと皆さんのほうから何か確認しておきたい点等はあるか。

(なしという声あり)

委員長：ないという声があるので、このまま進めさせていただきたいと思う。ただ、今回については、感染症の本当まだ渦中にあるので、その中で最善を尽くすということをしっかりと念頭に置きながら運営をしていきたいということなので、局長の出した意見を根本として、基本として運営をしていきたい。ただ、今あったご意見については貴重な意見として、どういう形かは反映させていきたいというふうには考えているので、少し曖昧な部分もあるが、ちょっと非常事態ということでもあるのでご理解を頂ければと思う。

あと皆さんから何かないか。副町長と総務課長から何かあったら。副町長。

副町長：お願いばかりで恐縮なのだけでも、全員協議会をできれば12月25日の最終日、本会議終了後にお願いをしたいと思っている。案件については、高齢者の保健福祉計画、介護保険事業計画、これの素案が今月末に出来上がる。それで、パブリックコメントをかける前段に、議員の皆さんに概要ご説明申し上げたいという案件であって、今後、文書をもって開催のお願いをさせていただきたいと思っている。よろしく願います。

委員長：12月25日、全員協議会の開催要望ということである。これは、日程を精査した上で開催、多分開催することになると思うが、その方向でやりたいと思うが、いいか。

(はいという声あり)

委員長：それではここで休憩して、副町長と総務課長にはお退席いただきたいと思う。

【休憩 14:49 (執行部退席)】

【再開 14:49】

委員長：再開したいと思う。

一通り、これで今日の議件は終わったのだが、まず皆さんから何か、全体を通して何か質疑等があればお受けしたいと思う。

(なしという声あり)

委員長：なかなかちょっと大変な時期、ようやく今週から少しずつ職員も出てきている中で、議会もどういうふうに進めていくかというのは、非常に手探りになると思うのだが、皆さんの協力を得ながらやりたいと思っているので、途中で何かあったら、また皆さんとともに協議をして進めさせていただきたいというふうに思うので、ぜひご協力のほどよろしく願います。何もなければこれで閉めたいと思うが、い

(はいという声あり)

委員長：以上をもって、これで議会運営委員会を終了させていただく。本日はどうもありがとうございます。

【閉会 14:50】